

11 経済産業省 非予算(特区・地域再生 検討要請)

提案事項 管理番号	具体的事業を実現するために 必要な措置(事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管 関係官庁
1067020	商工会議所法に係る許認可権限 の県への移譲	商工会議所法に関する事務は、国と県で権限が分散していることから、地方公共団体(県又は基礎自治体)において、一括処理できるようにすること。	商工会議所法に関する事務を地方公共団体(県又は基礎自治体)において一元的に実施することにより、二重行政を廃止し、簡素で効率的な行政サービスの提供が可能となる。	商工会議所法に関する事務は、国と県で権限が分散している。現在、国が所管している権限のうち、国際的・広域的な見地からの判断・調整や、全国的に一定水準、同質な組織・事業運営の維持が必要と思われる事項は、輸出品の原産地証明に関する権限、都道府県をまたがる合併に関する権限のみであり、それ以外の権限については、地方公共団体(県又は基礎自治体)に早期に移譲すべきである。	広島県	広島県	経済産業省
1067070	工場立地法に係る条例制定権の 見直し	特定工場の新設等に関する届出の基準面積等の条例制定について、地域の実情に応じて基礎自治体で行えるよう制度の見直しを行うこと。	基礎自治体で一連の事務を自己完結的に実施することにより、地域の実状に応じた自主的かつ効率的な取組みが可能となる。	国においては、各地域からの提案を踏まえ、現在、準則改正の検討が行われているところであるが、改正案では、都道府県において地域準則が条例で制定されていない場合に限ることとされており、既に地域準則を条例で定めている本県の市町は対象とされていない。 本県の提案は、市町への権限移譲の推進の観点から、市町が全ての事務を自己完結的に実施できるよう、市町による地域準則の制定を提案するものである。	広島県	広島県	経済産業省
1122060	風力発電施設設置に係る工場立 地法の適用除外	市街区区域以外の区域における風力発電施設の設置については、同じ自然エネルギーを利用する水力発電所や地熱発電所と同様に、工場立地法の適用を除外する。	本県では、平成22年度の温室効果ガス排出量を平成22年度から6%削減することを目標として地球温暖化対策を進めており、その対策のひとつとして、風力発電の出力を現在の5700kWから平成22年度までに10万kWまで増やす計画である。 このため、よい風の条件の得られる山岳地域の稜線や丘陵地域、海岸部において、大規模風力発電施設の設置を促進する。	風力発電施設の設置については、建築面積が3000㎡以上、又は敷地面積が9000㎡以上の場合に工場立地法の対象となる。工場立地法の対象となる場合、生産施設面積が敷地面積の20%以内という基準が適用されるため、敷地として広い面積を確保しなければならない。また、緑地面積と環境施設面積が敷地面積の25%以上という基準が適用されるため、施設の周辺部分を緑地として確保し、管理していく必要が生じる。そのため、事業者の負担を軽減することにより、風力発電施設の設置を促進しようとするものである。	兵庫県	兵庫県	経済産業省
1122110	工場立地法の弾力的運用	各工場の敷地面積の取り方について、一区画内の土地に加え、「飛び緑地」についても工場敷地面積に算入する。	各工場の敷地面積に、下記のような一定要件を満たす「飛び緑地(借地を含む)」を算入できるように工場立地法を弾力的に運用する。 住宅地を含まない 一団の工場(事業所を含む)の集積地区において、その地区内の近接距離にある 同一企業用地(借地を含む)であることなど一定の要件を満たす企業の飛び緑地(借地を含む)については、工場の敷地面積に算入することができるなど工場立地法の趣旨の範囲内で同法を弾力的に運用する。	瀬戸内臨海部の工場集積地区等においては、工場敷地に余裕がなく工場建て替え時に必要な緑地が確保できないため、建て替えが進められない既存工場が多い。この結果、工場の施設更新や増設など建て替えや、建て替えに伴う新たな緑地整備が進まないほか、同工場内での建て替えを断念した工場移転による空閑地が増加している。 「飛び緑地」を認めることにより、工場の建て替え時に必要となる緑地の確保を容易にすることで、既存工場の老朽化した施設の省エネ・環境配慮型施設への更新や建て替えの際に必要な新たな緑地の確保が促進されることが期待できる。	兵庫県	兵庫県	経済産業省
1034020	フィリピン人看護師及び介護士受 入時の日本語研修をフィリピン国 内での実施することの許可	フィリピン人看護師・介護士を受け入れる際の日本語研修を、フィリピン国内の認定施設(TESDA認定)において、日本側のAOTS及び国際交流基金の認定を受けた日本語教師を派遣することにより、可能にし、また海外での日本語検定試験を可能することを提案する。	フィリピン人看護師・介護士受入時の日本語研修制度の緩和	平成16年11月にフィリピンとのEPA交渉が大筋合意となったことを受け、フィリピンから看護・介護の専門的知識・技術を持った人材を効率的に且つ、安全に受け入れるシステムが望まれる。フィリピンとのEPA交渉の大筋合意内容(平成16年11月29日プレス発表)によると、フィリピン人看護師・介護士受入時の日本語研修は、日本へ入国後に行うとあるが、能力により研修期間が変わる事や、滞在コストの負担などを考え、フィリピン国内でも可能にすること提案する。(研修施設については大筋合意内容通りフィリピン既存の認定であるTESDA認定を取得済みの機関のみとし、日本語講師についても、日本国内の機関であるAOTS及び国際交流基金の認定を受けた者のみとする。)	東京都	株式会社フレンドリーオー バーシースサポート	外務省 厚生労働省 経済産業省

11 経済産業省 非予算(特区・地域再生 検討要請)

提案事項管理番号	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1067240	砂利採取業者の登録申請書の添付書類の簡略化	砂利採取業者の登録等に関する規則に基づく登録申請書の添付書類のうち、登録の可否の審査等に必要でない申請者の砂利採取業経歴書及び法人の定款等の添付の義務付けを廃止すること。	書類の提出を必要最小限とすることで、申請者の負担軽減のみならず、審査事務の効率化が図られ、行政サービスの向上につながる。	広島県では、「分権改革推進計画」に基づき、住民により身近な基礎自治体へ事務事業を移譲しており、住民サービスという視点をより一層重視する必要があることから、基礎自治体の意見も踏まえながら、不必要な書類は可能な限り簡略化していくことを提案する。砂利採取業者の登録申請に義務づけられている申請者の砂利採取業経歴書及び法人の定款等は実際には審査に必要ないため省略が可能である。	広島県	広島県	経済産業省
1138050	特例措置番号1143、1144における審査手続等の明確化	一定要件を満たす民間資格の取得を修了要件とする講座を開設する場合、当該民間資格の試験項目が対応する履修項目の履修の免除と修了認定に係る試験の免除が可能とされており、経済産業省告示第353号第1条1項3号によると、修了認定に係る試験問題とともに当該民間資格の試験問題の審査を受ける旨記載されている。いずれの試験についても、その審査基準、審査方法、民間資格においては試験問題の提示方法と審査にかかる手数料の根拠等を明らかにする。	一定要件を満たす民間資格の取得を修了要件とする講座において、当該民間資格を運営する団体が、修了認定に係る試験問題を提供することで講座開設者の講座運営上の負担を軽減し、当該特例措置における効率的且つ効果的な技能測定に資することができる。	提案理由： 平成17年経済産業省告示第352第1条、第2条及び同告示第353号第1条、第2条に関する解釈と審査内容、基準を明確にすることで、IPA以外の教育機関や教育サービス会社による修了認定に係る試験問題を提供を促進し、当制度の更なる普及と健全な競争原理に基づく品質の向上を図れると考える。	東京都	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会、株式会社サーティファイ	経済産業省
1138060	特例措置番号1143、1144における問題審査手数料の見直し	一部の履修項目の履修を民間資格の取得に置き換える講座を実施使用とする場合、修了認定に係る試験問題と民間資格を取得するための試験問題の審査が必要とされているが、修了認定に係る試験問題の審査料を減額し、民間資格試験を取得するための試験問題の審査については、平成17年経済産業省告示第352号第4条または同告示第353号第4条に基づき特区申請時に事前審査を受けているため免除する。	民間資格を取得するための試験問題については、平成17年経済産業省告示第352号第4条または同告示第353号第4条により事前に審査を受けているため、試験問題審査を免除する。修了認定に係る試験問題については、1問3万円の審査費用を軽減し、修了認定に係る試験問題を教育機関や教育サービス会社が提供しやすいように門戸を開放する。	現行の特例措置(1143、1144)では、IPA以外の団体が修了認定に係る試験を提供する場合、試験問題審査料が1問3万円と高額であり、且つ民間資格を取得するための試験問題も審査されるため、費用面と工数面の負担が大きく、IPAが提供する修了認定に係る試験を活用せざるを得ない。修了認定に係る試験問題の審査料を軽減し、教育機関や教育サービス会社に修了認定に係る試験問題の提供の門戸を開放することで、講座受講者の負担軽減し、制度活用の促進に資すると考える。	東京都	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会、株式会社サーティファイ	経済産業省
1166010	修了者に対する情報セキュリティアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業のための制度創設	経済産業省実施の情報セキュリティアドミニストレータ試験の午前試験科目にて問う知識(情報処理技術者試験規則第2条(別表)に定める試験の科目一、及び二、に相当するもの)のうち、民間資格試験「CIW資格」を取得することで習得されたと確認される知識については、当該資格の取得によって午前試験科目で問うことと代替し、習得されないと確認される知識については、特区内に開設される一定の要件を満たした講座を修了することにより、情報セキュリティアドミニストレータ試験の午前試験科目すべてを免除する。	既に認定されている現特例措置1131(1143)及び1132(1144)の制度に準ずる形で、新たに情報セキュリティアドミニストレータ試験の午前試験免除の特例を実施する(詳細については別紙に記載あり、参照された)。	左記「具体的事業の実施内容」の効果を具現化するために、本提案措置の実現を強く求めるのである。これに加え、現情報処理技術者試験制度に潜在する「重複学習の負担に伴う高度IT人材育成への弊害」などの諸問題について改善されることを求めたい。但し、本提案措置の実現に当たっては、代替措置を講ずるものとする(これら詳細については別紙に記載あり、参照された)。	東京都	プロソフトトレーニングジャパン株式会社	経済産業省
1166020	修了者に対するテクニカルエンジニア(ネットワーク)試験の午前試験を免除する講座開設事業のための制度創設	経済産業省実施のテクニカルエンジニア(ネットワーク)試験の午前試験科目にて問う知識(情報処理技術者試験規則第2条(別表)に定める試験の科目一、及び二、に相当するもの)のうち、民間資格試験「CIW資格」を取得することで習得されたと確認される知識については、当該資格の取得によって午前試験科目で問うことと代替し、習得されないと確認される知識については、特区内に開設される一定の要件を満たした講座を修了することにより、テクニカルエンジニア(ネットワーク)試験の午前試験科目すべてを免除する。	既に認定されている現特例措置1131(1143)及び1132(1144)の制度に準ずる形で、新たにテクニカルエンジニア(ネットワーク)試験の午前試験免除の特例を実施する(詳細については別紙に記載あり、参照された)。	左記「具体的事業の実施内容」の効果を具現化するために、本提案措置の実現を強く求めるのである。これに加え、現情報処理技術者試験制度に潜在する「重複学習の負担に伴う高度IT人材育成への弊害」などの諸問題について改善されることを求めたい。但し、本提案措置の実現に当たっては、代替措置を講ずるものとする(これら詳細については別紙に記載あり、参照された)。	東京都	プロソフトトレーニングジャパン株式会社	経済産業省

11 経済産業省 非予算(特区・地域再生 検討要請)

提案事項 管理番号	具体的事業を実現するために 必要な措置(事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管 関係官庁
1166030	修了者に対するテクニカルエンジニア(情報セキュリティ)試験の午前試験を免除する講座開設事業のための制度創設	経済産業省実施のテクニカルエンジニア(情報セキュリティ)試験の午前試験科目にて問う知識(情報処理技術者試験規則第2条(別表)に定める試験の科目一、及び二、に相当するもの)のうち、民間資格試験「CIW資格」を取得することで習得されたと確認される知識については、当該資格の取得によって午前試験科目で問うことと代替し、習得されないと確認される知識については、特区内に開設される一定の要件を満たした講座を修了することにより、テクニカルエンジニア(情報セキュリティ)試験の午前試験科目すべてを免除する。	既に認定されている現特例措置1131(1143)及び1132(1144)の制度に準ずる形で、新たにテクニカルエンジニア(情報セキュリティ)試験の午前試験免除の特例を実施する(詳細については別紙に記載あり、参照されたい)。	左記「具体的事業の実施内容」の効果を具現化するために、本提案措置の実現を強く求めるのである。これに加え、現情報処理技術者試験制度に潜在する「重複学習の負担に伴う高度IT人材育成への弊害」などの諸問題について改善されることを求めたい。但し、本提案措置の実現に当たっては、代替措置を講ずるものとする(これら詳細については別紙に記載あり、参照されたい)。	東京都	プロソフトトレーニングジャパン株式会社	経済産業省
1166040	修了者に対するテクニカルエンジニア(システム管理)試験の午前試験を免除する講座開設事業のための制度創設	経済産業省実施のテクニカルエンジニア(システム管理)試験の午前試験科目にて問う知識(情報処理技術者試験規則第2条(別表)に定める試験の科目一、及び二、に相当するもの)のうち、民間資格試験「CIW資格」を取得することで習得されたと確認される知識については、当該資格の取得によって午前試験科目で問うことと代替し、習得されないと確認される知識については、特区内に開設される一定の要件を満たした講座を修了することにより、テクニカルエンジニア(システム管理)試験の午前試験科目すべてを免除する。	既に認定されている現特例措置1131(1143)及び1132(1144)の制度に準ずる形で、新たにテクニカルエンジニア(システム管理)試験の午前試験免除の特例を実施する(詳細については別紙に記載あり、参照されたい)。	左記「具体的事業の実施内容」の効果を具現化するために、本提案措置の実現を強く求めるのである。これに加え、現情報処理技術者試験制度に潜在する「重複学習の負担に伴う高度IT人材育成への弊害」などの諸問題について改善されることを求めたい。但し、本提案措置の実現に当たっては、代替措置を講ずるものとする(これら詳細については別紙に記載あり、参照されたい)。	東京都	プロソフトトレーニングジャパン株式会社	経済産業省
1167010	修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業の拡充	現行実施されている特例措置「1131(1143)修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業」における「認定講座」の設置要件について、一定の拡充措置を講じる。これにより現特例措置の趣旨をさらに明確なものとし、IT人材育成にますますの促進効果をもたらすように図る。	情報処理技術者の効果的な育成を図るためのものとして、別添資料「講座設計表」[01]に示す内容に基づいて、特別認可法人日本商工会議所が、多様な教育メディア(イーラーニング等)を通じて全国に開設する講座について、民間資格試験「CIW資格」の取得を含む場合にあっては、経済産業大臣により現行規定による初級システムアドミニストレータ試験に合格した者と同等の免除対象科目に係る知識を習得させることができることと確認された場合、当該講座の修了生は初級システムアドミニストレータ試験の試験科目のうち午前試験科目の免除を受けることができるものとする。(詳細については別紙に記載あり、参照されたい)。	左記「具体的事業の実施内容」の効果を一刻も早く具現化するためにも、本拡充措置提案の実現を強く求めるのである。IT人材の基盤となり得る初級システムアドミニストレータを大量に育成するためには、学習者に対する荷重負担の軽減をこれまで訴えてきたところであるが、これは、 ()資格間における重複学習の解消 ()初級システムアドミニストレータ試験の受験機会の増加 ()学習機会の増加と多様化 が三位一体となって、ようやく実現するものと考えられる。このうち()、()については、既に第7次提案に基づき制度化されたため、今次提案では、()の拡充措置の実現を提案する次第である。これにより、IT人材育成の促進策が制度面からも完遂するものと思われる。(詳細については別紙に記載あり、参照されたい)。	東京都	特別認可法人日本商工会議所、ネット教育センター株式会社、プロソフトトレーニングジャパン株式会社	経済産業省
1167020	修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業の拡充	現行実施されている特例措置「1132(1144)修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業」における「認定講座」の設置要件について、一定の拡充措置を講じる。これにより現特例措置の趣旨をさらに明確なものとし、IT人材育成にますますの促進効果をもたらすように図る。	情報処理技術者の効果的な育成を図るためのものとして、別添資料「講座設計表」[02]に示す内容に基づいて、特別認可法人日本商工会議所が、多様な教育メディア(イーラーニング等)を通じて全国に開設する講座について、民間資格試験「CIW資格」の取得を含む場合にあっては、経済産業大臣により現行規定による基本情報技術者試験に合格した者と同等の免除対象科目に係る知識を習得させることができると確認された場合、当該講座の修了生は基本情報技術者試験の試験科目のうち午前試験科目の免除を受けることができるものとする。(詳細については別紙に記載あり、参照されたい)。	左記「具体的事業の実施内容」の効果を一刻も早く具現化するためにも、本拡充措置提案の実現を強く求めるのである。IT人材の基盤となり得る基本情報技術者を大量に育成するためには、学習者に対する荷重負担の軽減をこれまで訴えてきたところであるが、これは、 ()資格間における重複学習の解消 ()基本情報技術者試験の受験機会の増加 ()学習機会の増加と多様化 が三位一体となって、ようやく実現するものと考えられる。このうち()、()については、既に第7次提案に基づき制度化されたため、今次提案では、()の拡充措置の実現を提案する次第である。これにより、IT人材育成の促進策が制度面からも完遂するものと思われる。(詳細については別紙に記載あり、参照されたい)。	東京都	特別認可法人日本商工会議所、ネット教育センター株式会社、プロソフトトレーニングジャパン株式会社	経済産業省

11 経済産業省 非予算(特区・地域再生 検討要請)

提案事項 管理番号	具体的事業を実現するために 必要な措置(事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管 関係官庁
1057010	市街地再開発事業における図書館整備等による地区周辺でのパチンコ店等の継続営業を可能にする風営法の規制緩和	市町村の上位計画等に則って都市計画事業として実施される市街地再開発事業において公共・公益施設(図書館)等が整備される場合については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第3条、第4条第2項第2号の「都道府県の条例で定める地域内」を「相当の理由が認められる場合は市町村の判断で可能」にする。又は、同施行令第6条第1項の制限区域内における、同施行令第6条第2項における距離基準を適応しない。	柏駅東口D街区第一種市街地再開発事業は、都市再生緊急整備地域[第三次指定]内にあり、設定目標である複合的都市機能の導入及び歩行者交通機能の整備を一体的に整備する事で、中心市街地活性化を促す先導的事業として位置づけられている。施設計画は、商業[核テナント誘致]、公共公益[図書館等]、医療[クリニックモール]等によって構成されており、まちづくり三法見直しの目的、多様な都市機能の集約(中心市街地活性化法) 大型商業施設促進(大店立地法) 公共的施設誘導(都市計画法)を具体的かつ先導的に実現する事業である。また、図書館・医療施設の導入は、都心居住機能を支援する為、周辺土地の高度利用化促進の波及効果が期待できる。	当地区は、古くから商業機能が集積し、柏市中心市街地の核として市域の発展に寄与してきたが、老朽化家屋の密集と未整備の道路等により防災上・交通機能上の問題を抱えている為、3本の都市計画道路と一体的に再開発事業を実施する事で、土地の健全な高度利用と都市機能の更新を図り、平成17年3月に合併した新たな柏市の中心市街地に相応しい都市環境整備の実現が期待されている。しかし、現状規制では、当該再開発事業に図書館等を整備した場合、これまで中心市街地の賑わい創出に寄与してきた地区周辺に立地する規制対象店舗の新規営業許可が下りず、既存店舗の増改築等も行えなくなる為、当該事業への理解が得られず、事業推進が図れなくなる。また、柏市第四次総合計画・中期基本計画の主要事業に位置づけられた新中央図書館整備を期間内[H22]で実現すべく今年度策定されている柏市図書館基本構想において、法的規制を緩和することで導入実現を図りたい。 別様あり	千葉県	柏駅東口D街区第一地区市街地再開発準備組合	警察庁 経済産業省 国土交通省
1067060	大規模小売店立地法に係る条例制定権の見直し	大規模小売店舗の新設等に関する届出の基準面積等の条例制定について、地域の実情に応じて基礎自治体で行えるよう制度の見直しを行うこと。	基礎自治体で一連の事務を自己完結的に実施することにより、地域の実状に応じた自主的かつ効率的な取組みが可能となる。	本県では、大規模小売店舗の新設の届出に関する事務については、基礎自治体に移譲することとしているが、大規模小売店舗立地法第3条の「県条例制定による届出基準面積に関する面積変更」事務が、特定条例で移譲できないため、基礎自治体で一連の事務を実施できるよう見直しが必要である。 現時点では、市町から独自の基準を設ける条例を制定したい旨の具体的な提案はないものの、県内市町との権限移譲協議において、まちづくりの主体となる市町が全ての事務を自己完結的に実施できるよう、条例制定権も移譲すべきとの意見があることから、前回に引き続き提案する。	広島県	広島県	経済産業省
1018010	エネルギー管理者の発電所単位での選任廃止(兼任可とする)	現在それぞれの発電所ごとに、エネルギー管理者を選任しているが、統括的かつ効率的な管理・運用を行うため3火力発電所の兼任が可能とする。	当社では、新居浜市内と西条市内に3火力発電所(新居浜火力、新居浜西火力、壬生川火力)を有し、それぞれの発電所は30分以内で往来できる程度に近接しているが、現在それぞれの発電所ごとに、エネルギー管理者を選任している(現行は熱:各2名、電気:各1名、今後法改正により各2名となる)。これら3火力発電所は、「火力部」と言うひとつの社内組織で統括的に管理・運用され、主として住友関係の企業に電気、蒸気、純水等を効率的に供給する統括的発電所として運営されており、共通の選任、体制ができるようにしたい。(別紙事業内容書あり)	当社では、3火力発電所を統括的に管理・運用しており、エネルギー管理者においても各発電所ごとよりも、3火力発電所を兼任して統括的な管理を行うことでより効果的で適切な運用・管理が行える。3火力は事業内容が「同じ火力発電設備であり、これらをエネルギー管理者兼任で管理することにより、総合的な運用ができ、 ・3火力間の効率の良い負荷配分 ・燃料のより効率的な相互運用 ・省エネ活動や省エネ機器採用効果の水平展開 ・省エネ管理項目のより迅速かつ効果的な水平展開など 総合的にバランスを考慮したより木目細かい効率的な省エネ運用ができる。(別紙提案理由書あり)	愛媛県	住友共同電力株式会社	経済産業省
1067250	採石業者の登録申請書の添付書類の簡略化	採石法施行規則に基づく採石業者の登録申請書の添付書類のうち、登録の可否の審査等に必要でない申請者の採石業経歴書及び 法人の定款等の添付の義務付けを廃止すること。	書類の提出を必要最小限とすることで、申請者の負担軽減のみならず、審査事務の効率化が図られ、行政サービスの向上につながる。	広島県では、「分権改革推進計画」に基づき、住民により身近な基礎自治体へ事務事業を移譲しており、住民サービスという視点をより一層重視する必要があることから、基礎自治体の意見も踏まえながら、不必要な書類は可能な限り簡略化していくことを提案する。 採石業者の登録申請に義務づけられている 申請者の採石業経歴書及び 法人の定款等は実際には審査に必要ないため省略が可能である。	広島県	広島県	経済産業省

11 経済産業省 非予算(特区・地域再生 検討要請)

提案事項 管理番号	具体的事業を実現するために 必要な措置(事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管 関係官庁
1140010	固体酸化物形燃料電池(SOFC)の実証実験を円滑に行うための規制緩和	固体酸化物形燃料電池は自家用電気工作物に分類され、それを稼働させるためには、電気事業法第42条に規定する保安規定の届出、同法第43条に規定する主任技術者の選任、火技省令第35条に規定する室素パーズ、電技省令第46条(解釈51条)に規定する常時監視等が必要であり、昨年3月に規制緩和となった固体高分子形燃料電池(PEFC)と同様に、自家用電気工作物から一般用電気工作物への位置付けの変更を行い、SOFCの実証実験を円滑に実施できるようにする。	当県では環境先進県を標榜し、そのための取組の一環として、県土地開発公社所有の分譲住宅団地の一つを太陽光発電や燃料電池を導入した新工ネ対応型の住宅団地として整備することを検討している。この新工ネ団地において、燃料電池の実証実験を行うことは、県内企業の新分野進出を強力に後押しするとともに、新工ネ導入に対する県民の意識の向上にもつながる。 (別紙「燃料電池(固体酸化物形SOFC)の実証実験の概要」参照)	現行法にあってはSOFCについて、自家用電気工作物として分類されるため、例えば、保安規定を作成し届出を行うことや主任技術者を選定し、常時監視をすることが義務づけられています。SOFCの実証実験は、分譲住宅団地内のモデルハウスを想定していますが、このような諸規定があれば法手続きに多大の時間と労力をとられ、また、家屋からの保有距離の確保は現実的に困難であり、ややもすると実証実験の実施そのものが危うくなる可能性があります。さらには、将来的には家庭用や業務用の分散型電源として期待が大きい燃料電池を普及させる大きな足かせともなるので、そのための規制緩和を行うものです。 なお、安全性を担保するために、佐賀大学、産業界、庁内関係課からなる「SOFC実証実験検討委員会(仮称)」を設け、実証実験の実施に万全を期する予定です。	佐賀県	佐賀県	総務省 経済産業省
1014010	自家用工作物の保守点検業務への電気工事業者の参入について障壁になっている現行規定の撤廃	電気事業法の規制で電気工事業者は1,000kW以上の自家用電気工作物の保守点検業務を請け負うことができない状況下にある。	本件規制の撤廃によって大容量化の一途をたどる自家用電気工作物の保守点検業務について電気工事業者の受注が可能となり、例えば「牛久愛和総合病院」が設置する1,300kWの自家変電設備の保守点検業務を受託できるようにしたい。	この規模の自家用電気工作物の保守点検業務は設置者が電気主任技術者を雇用して運営するほか、外部機関の技術者協会又は電気保安協会にも委託できる。しかし、同種資格者を雇用している電気工事業者には1,000kW未満しか認めていないことは差別であり、不利益を蒙っていると言わざるを得ない。本件規制の撤廃によって電気工事業者の参入が刺激となり、地域経済の活性化及び構造改革への信頼感が高まることと確信する。	茨城県	イガラシ電気工事株式会社	経済産業省
1018020	法定事業者検査の発電所単位での品質システム構築と審査の廃止	現在それぞれの発電所ごとに、定期事業者検査に係るシステム安全管理審査適合を取得しているが、統括的かつ効率的な統合的発電所として運営するため、3火力一体の共通の品質システムおよび受審単位として、運用・管理ができる体制とする。	当社では、新居浜市内と西条市内に3火力発電所を有し、それぞれの発電所は30分以内に往来できる程度に近接しているが、現在それぞれの発電所ごとに、定期事業者検査に係るシステム安全管理審査適合を取得しており、安全管理審査もそれぞれに受審している。これら3火力発電所については、「火力部」と言うひとつの社内組織で統括的に管理・運用され、主として住友関係の企業に電気、蒸気、純水等を効率的に供給する統合的発電所として運営されており、3火力一体の共通の品質システムおよび受審単位として、運用・管理ができる体制としてもらいたい。(別紙事業内容書あり)	現在は定期事業者検査に関し、3火力発電所それぞれの品質システムを構築しているが、内容的にはほとんど同様に規定しており、品質システムの改善も水平展開として同時に実施している。当社では、3火力発電所を統括的に管理・運用しており、3火力一体の共通の品質システムとして、運用・管理ができる体制として統括的な管理を行うことでより多面的な運用が行える。当社3火力間の距離は道路も整備されており30分以内での移動が可能であり、管理上問題のないものとする。また、各人が常時携帯電話を所持しており、連絡も容易である。定期事業者検査時期は需要の関係から同時期に実施することもない。(別紙提案理由書あり)	愛媛県	住友共同電力株式会社	経済産業省
1095010	東京湾岸地域における経済特区	日本経済の国際競争力を強化していくため、東京湾岸地域の特定地区に集中投資を促すしくみとして、法規制の緩和とともに、税の減免や融資制度の拡充など思い切ったインセンティブを講じる経済特区を設置する。	1 優遇措置等 (1)進出企業に対する優遇措置 — 法人税の軽減— — 登録免許税の免除— — 法人事業税の免除— — 事業所税の免除— — 不動産取得税の免除 (2)上記—から—の税制特例による 地方税減収分の実質的な補填措置 2 融資制度・税優遇措置等の拡充 (1)民間都市再生事業計画の積極的な認定— (2)民間都市再生事業計画の認定申請期限の延伸 3 法規制の緩和 (1)特許料・特許審査請求料の軽減、 (2)特許出願猶予期間の延長など	日本経済の国際競争力の強化を図るため、環境・エネルギー、バイオ・ケム、研究開発型の産業拠点や国際ビジネス拠点、国際物流拠点の形成を図る企業に対し、特定の地区において法規制の緩和を図るとともに、税の減免や融資制度の創設・拡充など思い切ったインセンティブを講じ、集中投資を促すしくみを講ずる必要がある。	東京都	東京都	経済産業省

11 経済産業省 非予算(特区・地域再生 検討要請)

提案事項 管理番号	具体的事業を実現するために 必要な措置(事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管 関係官庁
1074010	旧頭脳立地法に基づく業務団地 における特定16業種の撤廃	旧頭脳立地法により位置付けられた業務団地である本村の盛岡西リサーチパークの立地に関する特定16業種の制限が独立行政法人中小企業基盤整備機構法附則第5条第1項第3号により現在も受け継がれている。一方、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律附則第4条第1項に該当する創業者、新規中小企業者等は特定16業種以外の業種でも立地が可能となる特例が措置済だが、旧頭脳立地法の集積促進計画に対する経過措置も終了した現状では完全に特定16業種以外の業種についても立地誘導を可能にするよう本制限の撤廃を図らねばならない。	本村の総合計画では地域経済活性化を最重点政策として掲げており、特に工業振興策の充実が急務である。しかし、企業誘致の土地利用では都市計画法等の規制もあり村内の団地としては西リサーチパークしか有していない。よって分譲率4割の同業務団地の有効利用を図りたいが、製造系企業の拡大、進出の意向に対し特定業種の規制から早急な立地が困難な状況にある。更に、本村の岩手県立大学では、組込技術の人材育成、域内技術移転に取り組んでおり、人材活用による域内工業振興への学官連携を図る観点からも、この技術を研究するソフトウェア業に併せてこの技術を活用する電子工学系製造業の立地により一体的人材の受け皿づくりを行う取組みも急務である。よって、特定16業種の制限を撤廃し、この業種も含みその他製造業等の企業の立地も促進したい。	旧頭脳立地法の制定当時、技術革新や情報化の進展などを背景に、ソフトウェア業を中心とした「頭脳部門」の需用が著しく伸びた。現代もその需用は大きいものの、旧頭脳立地法で求めた16業種の多くは、固定資産を持たない形態での企業活動を主としている。そのような中、本村の西リサーチパークは現在分譲率4割となっている。一方、近年の景気回復の中で、製造業が一時的低迷から若干の回復が見られ、村内企業においても業務拡大を望む声がある。また、村内に立地する県立大学では、組込技術の人材育成に力を入れており、その人材の受け皿として村内への企業の立地が必要である。この機会を生かすためにも「電気機械産業」「IT」「設計」など相互に関連・融合させた集積が必要であり、盛岡西リサーチパークの有効利用のため、係る地域の実情を解決するためにも、旧頭脳立地法に基づく特定16業種の制限を撤廃することが望ましいと考え提案するものである。	岩手県	滝沢村	経済産業省
1117020	NPO法人に対する資金調達制度 の拡充	行政との連携・協働による地域づくりの担い手として大きな役割が期待されるNPOの積極的な活動を促進するため、資金面での強化方策として公的信用保証の対象範囲を特定非営利法人に拡大する。	NPOを対象とした保証制度の創設を図ることで資金供給の円滑化が図られる。	昨年度に行った同様の提案に対し、「NPOが対象とされていない現状においては、資金ニーズの実態を把握のうえ、慎重に検討する。」との回答を受けているが、本県では専門家派遣事業において、NPO法人を新たに対象とするなど、NPO法人に対する支援を進めている。資金面での支援制度の拡充を図るべきと考ええる。	秋田県	秋田県	経済産業省
2001010	信用保証協会の保証対象の拡大	・特定非営利活動促進法に基づき設立されるNPO法人による信用保証協会の保証利用を可能とする。		・NPO法人には、中小零細法人が多い。主な収入源は会費や寄付等であり、資金的に不安定。NPO法人による信用協会保証の利用が認められれば、資金調達手段の拡大に資する。 ・NPO法人の多くは医療・福祉分野関連。NPO法人と同様に非営利団体である医療法人、社会福祉法人は信用保証協会利用が可能であるのに対し、バランスを失っている。 ・こうしたことから、少なくとも、特定非営利活動促進法に基づき設立されるNPO法人については、信用保証協会保証の対象に追加すべき。		都銀懇話会	経済産業省
1164010	技術力のある中小企業者に対する 受注機会の拡大 (競争参加資格制度の改善)	各省庁における物品の製造・販売に係る競争契約への参加資格者は、企業の年商などが評価要素の大半を占める統一資格審査によって格付けされている。この統一資格審査の基準を改善し、精密機械や医療機器の製造など、技術力が必要な分野については、その技術力(特許の保有件数など)や海外を含む製品の製造・販売実績等を判定要素とする新たな区分を設ける。また、「中小企業者に関する国等の契約の方針」についても、技術力を適正に評価した競争参加が行われるよう、具体的な手法を方針に盛り込む。	統一資格審査において、企業の技術力を評価・格付けする新たな区分を設けることにより、年商など企業総体の格付けだけでなく、個々の製品の技術力を生かした適正な競争を行うことが可能となる。また、医療機器の製造など、高度な技術力を要する分野の競争参加では、適正な競争を担保するため、仕様書の内容を審査する審査会等の設置を規定する。さらに、「中小企業者に関する国等の契約の方針」として閣議決定されている中小企業者の受注機会の増大のための措置についても、大企業と中小企業が技術力で適正な競争ができるよう、理念ではなく具体的な手法を持って示すことが必要である。	中小企業の中には、特定の製造分野で大企業を凌ぐ高い技術力を持つ企業がある。しかし、現行の統一資格審査による格付けでは競争に参加できず、大企業の下請けとしての受注しかできないのが現状である。統一資格審査の中にも、「各省庁が適正な競争性を確保するため、他の等級の競争参加が可能となるような弾力的な競争参加を認める場合がある」ことを明記しているが、技術力の評価に関する具体的な規定が無いため、実際の調達の実施にあっては、統一資格審査の格付けをよりどころとせざるを得ない状況にある。また、医療機器の製造など、高度な技術力を要する分野の競争参加では、仕様書の作成にも高度な知識が必要であるため、第三者による審査会等の設置が必要である。	東京都	三鷹市	財務省 文部科学省 厚生労働省 経済産業省

11 経済産業省 非予算(特区・地域再生 検討要請)

提案事項 管理番号	具体的事業を実現するために 必要な措置(事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管 ・関係官庁
1067280	中小企業労働力確保法における 改善計画認定事務の民間開放	中小企業労働力確保法において県知事が行う改善計画の認定について、知事が独立行政法人雇用・能力開発機構を認定計画の審査機関に指定し、機構において改善計画の認定事務を助成金の交付事務と一体的に行うことができるよう、制度の見直しを図ること。	独立行政法人雇用・能力開発機構において改善計画の認定事務を助成金の交付事務と一体的に行うことで、行政サービスの向上と事務の効率化を図ることができる。 なお、指定検査機関に対して、あらかじめ県の改善計画の認定基準を明示することにより、自治事務としての県の政策との整合性を確保することが可能である。	中小労働法に基づく改善計画の認定事務は、都道府県の自治事務であるが、県外に主たる事務所(雇用管理を所管する事務所)がある企業が県内で改善事業を実施しようとする場合には、主たる事務所の所在する都道府県が認定事務を行っているように、改善計画の認定基準は画一的である。 また、独立行政法人雇用・能力開発機構は、改善計画に基づく支援措置のうち、その中核となる助成金の交付を一括して担当しており、かつ、各都道府県単位の支所を設置し、地域の実情にも精通している。 改善計画の目的と助成金の交付目的は自ずと共通していることから、独立行政法人雇用・能力開発機構は、改善計画の審査能力を十分に有していると考えられる。	広島県	広島県	厚生労働省 経済産業省
1075010	補助金等の交付決定取消の適用 除外	補助金を財源に造成した基金の用途を拡大した場合、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第17条(決定の取消)に該当し交付金返還の事態も想定されるが、本規定を適用しない特例を設ける。	新潟県では、電力移出等交付金(経済産業省)を財源として企業立地資金貸付事業を行うための基金を造成(557-H4、33.5億円)した。その後の経済環境の変化により貸付事業は低迷している状態であり、基金が有効に活用されているとは言い難い。そこで本基金の財源である電力移出等交付金の趣旨も考慮の上、誘致企業に対する支援強化を図る観点から本基金の用途に「誘致企業に対する補助金」を追加し、補助金の財源とするため一般会計に貸し付ける。なお、貸付額は年次計画で一般会計から基金に全額返済する。	電力移出等交付金は「誘致企業に対する補助金」等に充当することが可能であり、基金の用途拡大は本交付金の目的から逸脱するものではない。 補助金適正化法第22条に基づき、補助対象財産の有効活用の観点から、既に廃校を社会福祉施設に転用するなどの事例は認められており、地域再生法上の手続きの特例によりワンストップ化や処理期間の短縮化が図られている。 代替措置:基金についても上記に準じた手続きを通じて、関係省庁の承認を得ることにより、法の目的とする「補助金等の不正な使用の防止」は確保できるものと考ええる。	新潟県	新潟県	財務省 経済産業省